

## 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針改正案（新旧対照表）

改正案	現 行																				
<p>第2 栽培実験の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交雑防止措置</p> <p>(1) 隔離距離による交雑防止措置</p> <p>隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。</p> <p>ア 当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離する。</p> <p>表</p>	<p>第2 栽培実験の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交雑防止措置</p> <p>(1) 隔離距離による交雑防止措置</p> <p>隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。</p> <p>ア 当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離する。</p> <p>表</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 635 504 678">栽培実験対象作物</th> <th data-bbox="504 635 1086 678">同種栽培作物等との隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 678 504 726">イネ</td> <td data-bbox="504 678 1086 726">30m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 726 504 774">ダイズ</td> <td data-bbox="504 726 1086 774">10m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 774 504 925">トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="504 774 1086 925">600m又は防風林がある場合は300m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 925 504 1072">西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="504 925 1086 1072">600m又は花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m</td> </tr> </tbody> </table>	栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離	イネ	30m	ダイズ	10m	トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600m又は防風林がある場合は300m	西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600m又は花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 635 1411 678">栽培実験対象作物</th> <th data-bbox="1411 635 1993 678">同種栽培作物等との隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 678 1411 726">イネ</td> <td data-bbox="1411 678 1993 726">30m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 726 1411 774">ダイズ</td> <td data-bbox="1411 726 1993 774">10m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 774 1411 925">トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="1411 774 1993 925">600mまたは防風林がある場合は300m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 925 1411 1072">西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td data-bbox="1411 925 1993 1072">600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m</td> </tr> </tbody> </table>	栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離	イネ	30m	ダイズ	10m	トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600mまたは防風林がある場合は300m	西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m
栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離																				
イネ	30m																				
ダイズ	10m																				
トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600m又は防風林がある場合は300m																				
西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600m又は花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m																				
栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離																				
イネ	30m																				
ダイズ	10m																				
トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600mまたは防風林がある場合は300m																				
西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m																				

改 正 案	現 行
<p><u>イ 過去のデータに基づき、開花期の平均風速が毎秒3mを超えない場所を選定して行うものとする。その場合においても、台風等の特段の強風が想定される場合には、防風ネットによる抑風又は除雑を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ イネ及びダイズについて、開花前の低温により交雑の可能性が想定される場合には、(2)に定める交雑防止措置を講ずるか、又は開花前に栽培実験を中止するものとする。</u></p> <p><u>エ イネ及びダイズについて、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第1種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合には、以下によりモニタリング措置を実施するものとする。</u></p>	<p><u>イ イネ及びダイズについて、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第1種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合には、以下によりモニタリング措置を実施するものとする。</u></p>